

令和2年度 議会基本条例の検証結果等について（第1条～第24条）

【検証結果】

◎評価項目数 46項目

・評価結果A 36項目

→ うち「条項改正」としたもの：1項目

「前項と一体的に検討すること」としたもの：1項目

・評価結果B 10項目

→ うち「取組検討」の上、「条項改正」としたもの：1項目

「取組検討」としたもの：9項目

◎条文の追加を検討するもの → 災害に関する根拠条文：1項目

（1）条項改正、取組検討を要するとした項目（11項目）

No.	条文	区分	意見等
1	<第3条-(5)> <u>議会の活動原則</u> 市民の意見を的確に把握し、市長等との対論を通じて、より良い <u>政策及び施策の実現につながるよう努めること。</u>	A 条項 改正	◎政策立案を強調する内容を入れていく。 ◎「実現」するのは執行部なので、議会としては「提言」とすればよい。 <条文案> 「市民の意見を的確に把握し、市長等との対論を通じて、より良い <u>政策立案及び施策の提言に努めること。</u> 」
2	<第5条の2> <u>政策研究会</u> <u>議員</u> は、特定の市政の課題について会派を超えて共同して調査研究を行うため、政策研究会を結成することができる。 2 政策研究会は、政策立案又は政策提言の具現化を図り、活動の成果を議会活動に反映するよう努めるものとする。	B 取組 検討 ↓ 条項 改正	◎亀岡市議会として、具体的に政策研究ができるように、旅費を支給することも含め考えていく。 ◎政策研究会の位置付けを議員の活動から議会の活動に変更する。（第2章「議会及び議員の活動原則」から第6章「議会の運営」へ移動。） ◎運用基準に手続き等を規定する。 <条文案> 「 <u>議会</u> は、特定の市政の課題について会派を超えて共同して調査研究を行うため、政策研究会を結成することができる。」

No.	条文	区分	意見等
3	<p><第6条-2> <u>市民参加及び市民との連携</u> 議会は、市民に対し積極的に議会審議等に係る情報を公開及び提供し、説明責任を果たさなければならない。</p> <p>①常任委員会のライブ中継・録画配信の実施。 ②YouTube ほか、委員会のネット配信。 ③記者会見のバックボードがいつも同じ。旬のものを掲載する。記者会見時には、コマーシャルを行う。 ④タブレット端末とWi-Fi 整備。</p>	B 取組 検討	<p>①②公開という観点から、常任委員会の配信を検討する。予算が伴わないことから始める。まず、予算を伴わないことから始めることで整理する。</p> <p>③議会をアピールするために、議長記者会見を補完することも含め、工夫して検討していけばよい。多様な広報を進めていくべき。バックボードについては、広報広聴会議で検討する。</p> <p>④別途協議の場を設置する。(スマート議会検討会議)</p>
4	<p><第7条-1、2> <u>議会報告会等</u> 議会は、議会の説明責任を果たすとともに、市民の意見を議会活動に反映させるため、議会報告会を行うものとする。</p>	B 取組 検討	<p>◎見出しを第1項、第2項あわせた形にすることはできないか。議会報告会の条文は残しておくべき。「市民との意見交流の場」とすれば、整合が図れるのではないか。</p> <p>◎「議会報告会等」であるので見出しは変更しない。</p>
	<p>2 議会は、議会の政策形成等に関して、市民との意見交換の場を多様に設けるものとする。</p>	A 達成	<p>※この内容については、「A達成」で評価されたが、一体的に検討することとされており、参考のため記載しています。</p>
5	<p><第9条-2> <u>委員会の説明資料</u> 議会は、提案される予算及び決算の審議に当たっては、前項の規定に準じて、わかりやすい施策別又は事業別の説明資料を作成するよう求めるものとする。</p>	B 取組 検討	<p>◎適切な資料を執行部に求めることとする。</p> <p>※令和2年9月議会においては、環境厚生常任委員会が指摘要望。</p>
6	<p><第10条> <u>事務事業評価</u> 議会は、市長等が行う政策について、市民福祉増進の観点から不断に点検するとともに、その有効性及び効率性等について評価しなければならない。</p>	B 取組 検討	<p>※事務事業評価表は新たに作成したが、試験的に導入するため、「取組検討」としている。</p> <p>◎今後、評価基準だけ検討していくこととする。</p>

No.	条文	区分	意見等
7	<第10条の2> 文書質問 議会又は議員は、市長等に対して、文書により質問することができる。	B 取組 検討	◎文書質問の内容を各会派にわかりやすく伝えることとする。
8	<第16条> 広報広聴会議 議会は、情報通信技術の発達を踏まえた多様な手段を活用し、広く市民の議会や市政に対する関心を高めるよう、効果的な広報広聴活動に努めるものとする。 ①Instagram等、ソーシャルメディアの活用。 ②タブレット端末の活用。 ③インターネット回線の整備。	B 取組 検討	①Facebookだけではなく情報を広く周知する方法も検討する。例えば、公式LINEを使用する場合は費用が発生するが、このようなことも含めて考えていく必要がある。Facebookは広報広聴会議で記事をアップしているが、担い手も含めて考えていく必要がある。Instagramは主に写真を掲載するので、中身を検討していく必要がある。広報広聴会議で費用がかからない方法を検討する。 ②③別途協議の場を設置する。(スマート議会検討会議)
9	<第17条> 議員研修の充実 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上等を図るため、議員研修の充実強化を図るものとする。	B 取組 検討	◎研修テーマを事前に諮り、決定すべき。予算の範囲内で検討すべき。研修を充実するためには、回数や内容の見直しが必要。 ◎これまでどおり幹事会で事前にテーマを諮り、十分周知する。できるだけ議員の意見を聞いていく。
10	<第21条-1、2> 議員報酬 議員は、議員報酬が市民の負託を受けた議員の職務遂行に対し支給されるものであることを自覚しなければならない。 2 議員報酬は、別に条例で定める。	B 取組 検討	◎各会派から課題や問題点はないが、様々な議論がある。議員報酬の問題を検討する場を設けるのか、報酬審議会で審議していただくか、他市の状況を踏まえ今後検討していく。 ◎状況に応じて議員活動がしやすいよう、また、若い人が議員になれるように、課題として検討していきたい。

11	<p><第22条-1> 政務活動費</p> <p>政務活動費は、政策の立案及び提案並びに市政に関する調査研究その他の活動に資するために交付するものとする。</p>	B 取組 検討	<p>◎政務活動費の額について検討してく。</p> <p>◎状況に応じて議員活動がしやすいよう、また、若い人が議員になれるように、課題として検討していきたい。</p>
----	--	---------------	---

(2) 条文の追加を検討するもの(1項目)

No.	内容	区分	意見等
1	<p>災害時等のマニュアルは整備されているが、その根拠が基本条例に見当たらない。</p>	条文 追加	<p>◎第2章の議員の活動原則の部分に入れられるか検討する。</p> <p>◎議会の災害対応を、基本条例に明確に位置付ける。</p> <p><条文案></p> <p>(災害時の対応)</p> <p>第6条 議会及び議員は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その果たすべき役割を十分認識し、迅速かつ的確に行動するとともに、市民生活の維持及び安定に努めるものとする。</p> <p>2 議会及び議員の災害時の対応について必要な事項は、別に定める。</p>